

# 副業に関する規程

社会福祉法人ともえ会

(総則)

第1条 職員の副業に関しては、本規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 副業は、兼業及び自営を含むものとし、職員の職務以外の業務に従事することをいう。

(副業の手続)

第3条 副業の許可を得ようとする職員は、副業許可申請書(別紙様式1)により理事長に申請しなければならない。

(副業の許可基準)

第4条 理事長は、前条の申請のうち、副業に申請が、次のいずれにも適合する場合は、当該副業を許可する。

(1) 申請する職員の職と副業の従事先との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがないこと

(2) 勤務時間外に行うものであり、且つ職員としての本来の職務に支障が生じないこと

(3) 社会福祉法人ともえ会の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

2 副業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。但し、許可を受けた期間を超えて副業の許可を得ようとする場合は、改めて第3条の手続きをしなければならない。

(副業の許可)

第5条 理事長は、副業を許可したときは、速やかに申請者に対し、副業許可書(別紙様式2)を交付する。

(変更の届出)

第6条 職員は、第3条により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(副業の許可の取消)

第7条 理事長は、第5条により許可した副業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、副業の許可を取り消すことができる。

(1) 第4条に定める基準に適合しない場合

(2) 虚偽の事実を記載して申請を行った場合

(3) 前条の届出を怠った場合

(4) 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

(相談及び事務)

第8条 職員の副業の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、所属施設の事務所において対応するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

(変更)

第10条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式1

## 副業許可申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人ともえ会  
理事長 添 田 龍 彦 様

所 属  
職 名  
氏 名  
印

私は、「副業に関する規程」に基づき、次のとおり副業の申請をします。

副業に就く理由	
副業先の所在地	
副業先の名称	
副業先の業務内容	
副業の職名	
副業の職務内容	
副業の日数	1（年・月・週）当たり 日
副業の時間数	1（年・月・週）当たり 時間
副業の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

備 考

副業の日数及び時間数の括弧内は、該当する年、月又は週を○で囲うこと

## 副 業 許 可 書

平成 年 月 日

所 属  
職 名  
氏 名

社会福祉法人ともえ会  
理事長 添 田 龍 彦

平成 年 月 日付けで申請のあった副業については、次のとおり許可します。  
ただし、副業により本来の職務に支障が生じる場合は、許可を取り消すことがあります。

副 業 先 の 名 称	
副業の職名又は職務	
副 業 の 日 数	1 ( 年・月・週 ) 当たり 日
副 業 の 時 間 数	1 ( 年・月・週 ) 当たり 時間
副 業 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで

### 備 考

許可を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を申し出てください。  
また、許可された期間を超えて副業に就きたい場合は、許可期間の満了する前に  
新たな副業許可申請書を提出してください。